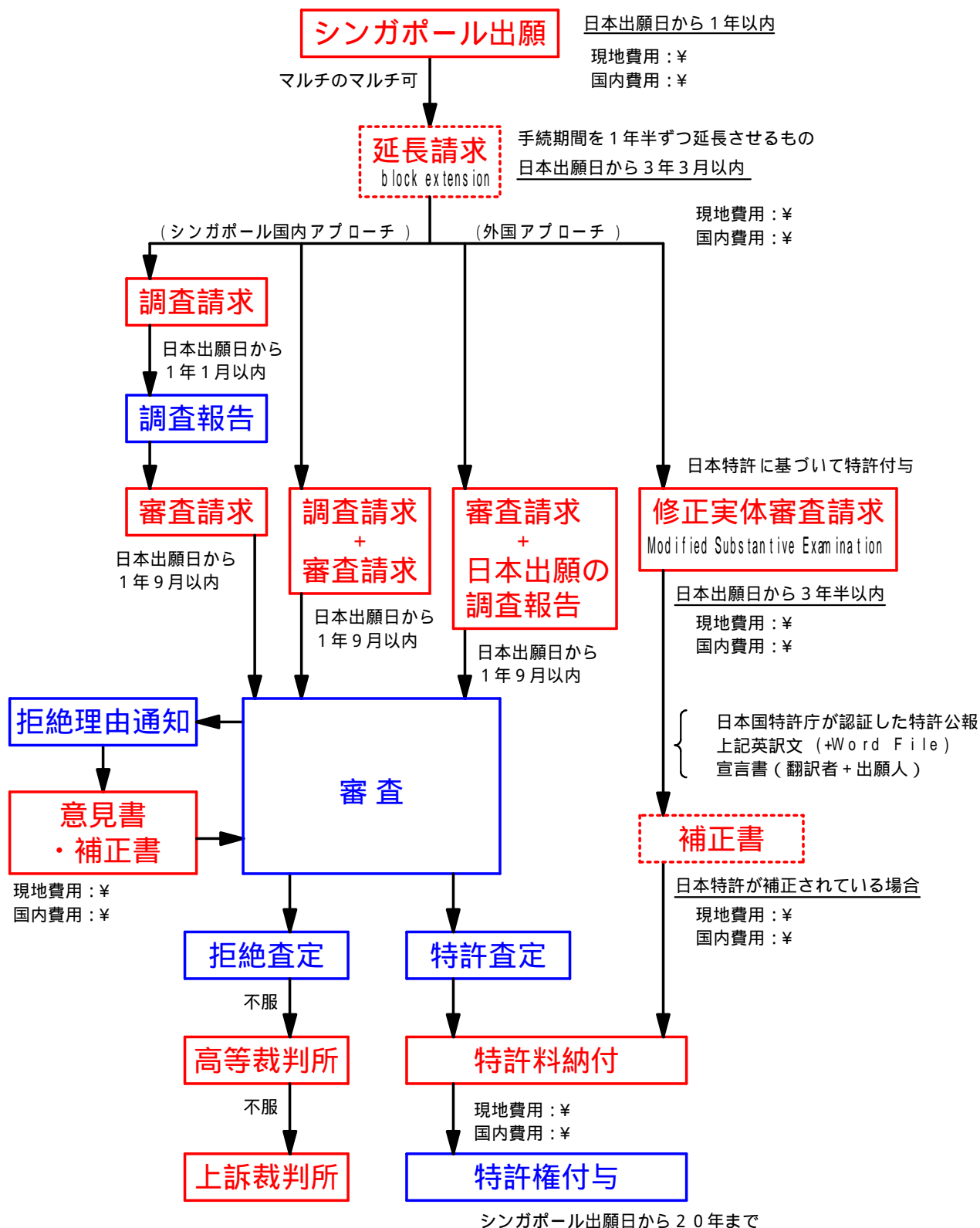


シンガポール特許手続

平成22(2010)年9月28日現在



(注) 早期審査請求制度はありません。
シンガポール出願日(国際出願日)から4年目以降には更新手数料が発生します。
特許権の維持には毎年特許料の納付が必要です。
第4年目以降の特許料は漸次増額します。

青枠：現地特許庁の手続です。

赤枠：出願人の手続です。この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。
なお、費用は改正されることがあります。